

[平成23年 6月 定例会]

■災害時に自主防災会が組織的に避難・救助活動を展開するための対策について

■学校給食の未納者対策を含めた会計制度のあり方について

◆16番（小池智明 議員） お許しをいただきましたので、私は、さきに通告してあります2点について質問いたします。

最初に、災害時に自主防災会が組織的に避難・救助活動を展開するための対策について伺います。

自助、共助、公助。地震等の災害に対しては、自助、つまりまずは自分で自分の身を守ることが基本とされています。阪神・淡路大震災では、家屋等の中から救出された人の割合は、家族も含めた自助による人が67%、隣近所の皆さんに助け出された共助による人が31%、消防、警察、自衛隊などの公助による人が2%となっています。自助とともに共助がいかに重要であるか。また、災害発生の初動時期は公的機関に頼ることはまず不可能であることがこうした結果から明らかであります。

富士市内では、共助の枠組みとして地域のコミュニティーを基本とした各町内会、区単位の自主防災会を東海地震説が発表された昭和50年代前半から組織し、30年以上にわたり、各地区に即した体制づくり、そしていざというときに備えた準備、訓練を行ってきています。

そうした中、3月11日に東北地方を中心に甚大な被害を与えた東日本大震災が、そして4日後の15日には富士山麓を震源に市内でも震度5弱を観測する静岡県東部地震が発生しました。今回の質問は、特に静岡県東部地震における自主防災会の対応を振り返り、以下の項目について質問いたします。

最初に、静岡県東部地震における自主防災会の当日の対応等について伺います。

1つ、市内の自主防災会の活動を行政としてどう把握し、どう評価しているのでしょうか。2つ、中でも被害が最も大きかった大淵地区、これは届け出ですとか調査から上がってくる数字からですけれども、逆に被害が全くなかった富士南地区での自主防災会の対応は具体的にどのようであったか。また、それを行政ではどう評価しているのでしょうか。

2つ目として、今後、自主防災会が実効性ある活動を行うために、以下の取り組みが必要と考えますが、いかがでしょうか。

1つ、地震発生時に自主防災会が組織的に活動する上での市内統一基準——例えば震度5弱——を明確にし、その基準以上の地震が発生した場合は、同報無線やラジオエフ等で、自主防災会は活動を開始せよと緊急放送をすべきではないでしょうか。2つ目として、自主防災会や企業の中で、災害時に軽傷者を手当てできる市民をより多く育てるために、応急救護講習会の開催や他市で取り組んでいる市民救命士制度の導入を進めるべきではないでしょうか。3つ目、自主防災会活動マニュアル、本年度作成しました自主防災地震対策の手引というマニュアルがあります。これらの充実とそれらマニュアルを踏まえた自主防災会の研修強化を行政としてどう進めていく予定でしょうか。最後に、今言いました研修

等の強化を含め、これからの効果的な自主防災会活動を展開していくために、意見、情報交換あるいは合同研修などを行う地区自主防災会連絡会——これは市内にある 26 地区それぞれにという意味での地区ということです——の組織化と活動を行政として誘導すべきと考えますが、いかがでしょうか。

続きまして、私の大きな質問の 2 つ目です。学校給食の未納者対策を含めた会計制度のあり方について伺います。

全国の公的な小学校での学校給食は、第 2 次大戦後、栄養不良の日本の子どもを救う必要があるという GHQ の勧告により始まったと言われます。その後、昭和 29 年に、栄養改善と健康増進を図る、食事への理解と望ましい習慣を養う、学校生活を豊かにし明るい社交性を養うなどを目標とする学校給食法が制定され、学校給食の運営に関する学校設置者の一部負担も明確化されました。近年では地産地消を基本とする食育の重要性が指摘される中で、平成 20 年に学校給食法は、目的に学校における食育の推進を図ることが付加され、改正されました。富士市においても、富士市食育推進計画、通称富士山おむすび計画の中で学校給食を通じた食育の重要性とその取り組み方針が明確に位置づけられるなど、学校給食の役割はより多様化し、また重要性が高まっています。

一方で、支払う能力は十分あるのに、学校給食費を納入しない未納者、金額が全国的に増加し、負担の公平性、さらには徴収に係る教員の負担等が各自治体で大きな課題となっています。

こうした中で、以下の項目について質問いたします。

1 つ目として、富士市における近年の学校給食費未納の現状。給食の質、量及び児童生徒、保護者、学校関係者への影響、これらを踏まえたこれまでの未納者対策はどのように取り組んできたでしょうか。2 つ目として、他の自治体では、学校給食費を公会計として位置づけることにより、給食会計の透明化、未納者対策の明確強化を進めているところもあると聞きます。こうした中で、富士市では現制度——これは私会計という位置づけになっておりますけれども——におけるメリット、デメリットはどのように考えているのでしょうか。2 つ目、現段階で考えられる公会計制度のメリット、デメリットはどのように考えているのでしょうか。最後に、今後、学校給食会計制度の検討をどのように進めていくつもりでしょうか。

以上を 1 回目の質問とさせていただきます。

○議長（稲葉寿利 議員） 市長。

〔市長 鈴木 尚君 登壇〕

◎市長（鈴木尚 君） 小池議員のご質問にお答えいたします。

ご質問のうち、学校給食の未納者対策を含めた会計制度のあり方につきましては、後ほど教育長からお答えをいたしますので、ご了承願います。

初めに、静岡県東部地震における市内の自主防災会の活動を行政としてどう把握し、どう評価するかについてであります。3月15日午後10時31分に発生した静岡県東部地震は、市内各所で多大な被害をもたらしました。この地震では、市の南部と北部とでは震度に大きな違いが出たと考えられるため、被害も一部の地区に集中してしまう現象が起きま

した。各自主防災会では、地震発生直後から住民の安否確認や被害調査を実施していただき、地区の防災拠点であるまちづくりセンターへ通報していただきました。災害対策本部では、自主防災会からの通報をもとに災害対応を検討するため、自主防災会からの通報は最も重要な情報だと認識しております。市といたしましては、深夜の時間帯にもかかわらず活動していただいた自主防災会の皆様の活動に対しましては深く感謝するものであり、また高く評価しているものであります。

次に、被害が大きかった地区と逆に被害が少なかった地区との対応の比較と評価についてであります。被害が大きかった地区の自主防災会の皆様は、深夜から翌朝にかけて被害の全容がわかってくるのと同時に、その対応について大変ご苦労をおかけしたと感じております。

また、被害が少なかった地区の自主防災会でも町内の被害調査等を実施していただき、状況報告をしていただいたほか、避難場所等へ避難した住民への対応などを行っていただきました。このような状況から、今回の地震では、自主防災会が被害の程度にかかわらず積極的な活動をしていただけたと評価しております。

次に、地震発生時に自主防災会が組織的に活動する上での市内統一基準を明確にすること及び活動の伝達を緊急放送することについてであります。本市では、これまで自主防災会に対し、東海地震注意情報が発表された場合などには活動の開始をお願いしてまいりましたが、突発地震については、震度による活動開始などの基準を設けてまいりませんでした。静岡県東部地震では、発災直後、同報無線により震度情報をお伝えしながら、自主防災会には被害状況の確認を各まちづくりセンターへ報告していただくよう放送いたしました。本市では、本年度、計測震度計の増設を計画しており、震度情報も現在より正確になることが期待できることから、自主防災会の活動基準を震度5弱程度と定めていく方向で検討してまいります。

次に、自主防災会や企業の中で、災害時に軽傷者を手当てできる市民をより多く育てるために、応急手当講習会の開催や他市で取り組んでいる市民救命士制度の導入を進めるべきではないかについてであります。他市で取り組んでいる市民救命士制度につきましては、自主防災会や企業などを対象に、応急手当に関する正しい知識と技術の普及を目的として、軽傷から重傷までの応急手当に関する各講習会を開催している制度で、総称した独自の名称であります。本市におきましては、市民救命士制度という名称については考えておりませんが、同様の目的で応急救護講習や普通救命講習及び応急手当普及員養成講習など、各講習会を随時開催しております。

応急救護講習につきましては、骨折や外傷などの傷病者に対する処置方法として三角巾を使用した講習を実施しております。昨年度には合計49回、延べ2836人の方が受講され、平成11年度から昨年度までの累計では630回、延べ受講者数は2万8817人となっております。

また、普通救命講習では、呼吸や心臓が停止した傷病者に対する心臓マッサージや人工呼吸の心肺蘇生法を習得する講習を平成6年度から開催しております。この普通救命講習には毎年約3000人の方が受講され、昨年度までの累計では1877回、延べ受講者数は3万4897人となっております。

さらに、応急手当普及員養成講習では、普通救命講習に必要な指導技術を習得していた

だき、認定された方が自主防災会や企業及び学校等における講習を開催し、応急手当の普及活動を行うものであります。この応急手当普及員養成講習につきましては、平成16年度から開催し、昨年度までの累計では225人の方が認定されております。

以上の各講習会を随時開催しておりますが、災害時には想定以上の負傷者が発生するものと推測されます。市民による負傷者への救護活動が推進され、とうとい命を救うため、より一層の啓発活動を行い、各講習会を引き続き開催し、市民に対し応急手当の知識と技術の普及活動に努めてまいります。

次に、自主防災会活動マニュアルの充実と研修強化を行政としてどう進めていくかについてであります。自主防災会活動マニュアルは、自主防災会活動の参考としていただくため、本年度新規に市独自で作成し、自主防災会へ配付するとともに啓発を進めております。このマニュアルにつきましては、地震発生時に自主防災会がどのような活動をするべきかをわかりやすく作成したもので、作成時期が東日本大震災や静岡県東部地震の前であったことから津波対策などの記述が具体的でない部分もありますので、今後、随時見直しを図りながら充実、活用してまいります。

自主防災会の研修強化であります。本年度は、年度当初に新任自主防災会長研修会を開催し、本市の防災体制や自主防災会での取り組みについて、新たに就任した自主防災会長に研修の機会を設けさせていただきました。この研修会は、多くの自主防災会から必要であるとのご意見がありましたので、今後も継続的に開催してまいります。そのほか毎年開催しているリーダー研修会や防災講座など、できる限りの研修の機会を提供してまいりたいと考えております。

次に、研修会などの充実強化を含め、これからの効果的な自主防災会活動を展開していくために、地区自主防災会連絡会の組織化と活動を行政として誘導すべきと考えるがいかにかについてであります。自主防災会は、発足当初から町内会単位で結成され、活動についても町内会活動と並行して行っていたいただいております。しかし、阪神・淡路大震災以降、自主防災組織の重要性が高まり、町内会活動から独立した組織として防災活動を行っていただける地区がふえ、本年度は389の自主防災会のうち125の自主防災会が町内会長とは兼務をしない自主防災会長のもと活動をしていただいております。市内では、議員のご提案に近い形で活動している地区もありますが、各地区に自主防災会連絡会を組織化することにつきましては町内会連合会との調整も必要になることから、今後検討させていただきたいと考えております。

以上であります。

○議長（稲葉寿利 議員） 教育長。

〔教育長 平岡彦三君 登壇〕

◎教育長（平岡彦三 君） 続きまして、学校給食の未納者対策を含めた会計制度のあり方についてお答えします。

まず、これまで富士市における近年の学校給食費未納の現状、給食の質、量及び児童生徒、保護者、学校関係者への影響、これらを踏まえたこれまでの未納者対策はどのように取り組んできたかについてであります。

近年の学校給食費未納の現状ですが、平成 22 年度末に実施した未納状況調査では、累計未納者数は 228 人で、累計未納額は約 700 万円に達しています。未納者がいることで給食の材料費の支払いに苦慮していますが、給食の質を落としたり、量を減らしたりすることは、しっかり納めている子どもたちの不利益になりますので、そうならないようにしています。保護者や子どもたちには無用な心配や動揺を与えたり、偏見を持たれたりしないよう、未納者がいることがわからないよう配慮する必要があります。

学校関係者への影響についてですが、各学校では、未納者に対して電話で支払いをお願いしたり、夜遅く担任が徴収に行ったりするなど、本来の教育活動以外に時間を割かれ、大きな労力が費やされています。本市では、平成 17 年度より、校長会と学校教育課で校納金未納対策委員会を発足し未納者対策に取り組み始めました。例えば支払い困難な家庭に対して就学援助の申請を積極的に促したり、分割して納められるように支払い計画書の作成を働きかけたりしてきました。また、督促に関する手だてとして、学校給食費支払い確認書を学校及び市教委と保護者で取り交わすことで契約関係の明確化を図ったり、督促状、支払い延期願、誓約書、完納計画書等を作成したりしました。しかし、このような手だてを講じても、なかなか支払いに応じない家庭があるため、平成 20 年度以降、市の顧問弁護士と相談したり、宇都宮市や仙台市などの法的な措置を実施した自治体の例を参考にしたりして法的な手続や措置について検討してきました。平成 21 年度には、悪質な未納者に対して行政として配達証明書付催告書を送付し、法的な措置も取り得る考えを示してきました。

次に、他の自治体では、学校給食費を公会計として位置づけることにより、給食会計の透明化、未納者対策の明確強化を進めているところもあると聞くについてのうち、現制度としての私会計におけるメリット、デメリットはいかがかについてであります。

私会計におけるメリットとして考えられることは、いろいろな縛りがないので、食材の量や種類など調達に関して融通がきき、どの学校でも生産者の顔の見える、地元の安全で新鮮な食材を使って調理ができることです。次に、デメリットとして考えられることは、未納がふえると足りない分を補てんするための資金繰りが難しくなることです。

続いて、現段階で考えられる公会計制度のメリット、デメリットはいかがかについてです。

現段階における公会計にするメリットとして考えられることは、食材費の支出が予算化されるので、資金繰りの心配がなくなることであります。デメリットとして考えられることは、食材の調達に関していろいろな縛りが出てくるために、地域に密着したしゅんの食材や新鮮な食材の調達が難しくなることです。

次に、今後、学校給食会計制度の検討をどのように進めていくかについてですが、これまで述べたメリット、デメリットを踏まえ、他地域の取り組み事例を参考にしながら検討を重ねるとともに、教員の負担を減らすための方策を考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（稲葉寿利 議員） 16 番小池議員。

◆16 番（小池智明 議員） それでは、1 つずつ、2 回目以降の質問をさせていただきます。

いと思います。

まず、自主防災会の件ですけれども、今回、私が所属する市民クラブでは、昨日、最初に川窪議員が津波対策のこと。小山議員が津波とは別に3月15日の県東部地震への対応のこと。私が、今度はそういったことも前提とした自主防災会のこれからの対応ということで、ちょっと視点を変えながら質問させていただいております。

私が自主防災会のことを質問しようと思った一番のきっかけは、私自身が、3年前から自分の住んでいる町内で自主防災会長を務めている。そうした体験の中で、いや、これは困ったなという思いがあったからでございます。

ちょっと当日の話をさせていただきますと、午後10時31分に地震が発生しました。私も生まれて初めてこれほどの揺れを感じたわけです。まず思ったのは、もちろん自分の身の安全を確保するということだったのですけれども、町内でどんな被害が起きているか。震度5弱というのはテレビですぐわかりましたけれども、どうなっているかなということでした。これは市内のどの自主防もそうだと思いますけれども、自主防の組織としては、情報班ですとか避難誘導班、救出救護班等、基本的に班が4つから5つぐらい組織されていると思います。私の町内でも情報班の方が20数人決まっております。しかし、実際、情報班というか自主防そのものが全く動きませんでした。そうこうしているうちに、市の同報無線で自主防災会長は自分の住む町内あるいは区の被害状況をまちづくりセンターへ連絡してくださいという同報無線が流れました。恐らくこれが午後11時ごろだったかと思います。私は、時間もちょうど練り番の時間だったのですけれども、多分このままじゃ情報班は動かないなということで、うちの町内は600軒以上あるものですから、結局、自分1人で45分ぐらいかけて回って、特にけが人ですとか、あるいは崩壊した家がないというのを確認し、うちはたまたまその時間はまだファクスが通じていたので、まちづくりセンターのほうへ連絡したという状況です。

先ほど市長の答弁の中で、自主防災会が、被害の程度の大小はあったけれども、どこも懸命に動いていただいた、非常に高く評価しているという答弁がありましたけれども、私は、そうかなと。自分自身の体験と、その後アンケートをとったものですから、それを見ると、いや、これじゃちょっとおっかなくてしょうがないなという思いがあるものですから伺いたいと思うんです。

私が住んでいる今泉地区、それと比較的被害が多かった富士見台地区、計39町内の自主防災会長に6月に入ってからアンケートをとらせてもらいました。回収率が39町内中29町内、75%ぐらいなんですけれども、このアンケート結果は総務部長のお手元に届いていると思うんですけれども、実際、そのときにどうやって町内の被害を確認したか、安否情報を確認したかということについては、6割の町内が私と同じように1人で回っているわけです。6割が自主防災会長1人で回っている。もちろん時間の点で制約等もあったと思うんですけれども、20%が確認はしなかったよと。実際にもともとつくってある情報班がしっかり動いたところは2つの町内だけだったんですよ。これはなぜだろうと自分はずごく思ったんですけれども、結論的に言うと、きょう提案した1つ目の動く基準がどこでも決められていないからなんですよね。うちの町内でも情報班は、もちろんぐちゃぐちゃになるような大きな災害でしたら、だれもが動かなきゃと思うんでしょうけれども、中途半端なときというのは動いていいのか動かなくていいのかわからない。だから結局今回どこ

もほとんど動かなかったと。これが現状だったんです。

そうすると、自主防災会として動かないということは、結果として次の活動へ移れないということなんですけれども、このアンケート結果あるいは私の感想から、総務部長としては、自主防の評価というか感想はどう思われますか。まず、それをお聞きしたいと思います。

○議長（稲葉寿利 議員） 総務部長。

◎総務部長（内野明 君） 私もアンケートの結果を見させていただきました。ありがとうございました。

自主防災会の活動については、先ほど市長答弁にもありましたように、大変ありがたいと考えているところですが、いわゆる地域の課題の1つといたしまして、町内会長もそうですが、自主防災会長につきましても、持ち回りでやっているところなんかもございまして、地域において若干温度差があるというのは1つあるかなというのを、アンケートの結果からも少し感じるところでございました。

そういう意味でも、今後ある程度の基準づくりなんかも含めて、きのう議員のほうからお話がありましたが、これだけ身近で大きな地震があったというのは本当に私も生まれて初めてという状態だったものですから、こうした教訓を1つの課題として、1つ1つ見直していく必要があるなど。ですから、先ほど市長が答弁いたしましたように、今後は震度計なんかも新たに増設していきますので、正確な震度が富士市でも出るかと思っておりますので、そのあたりを踏まえて基準づくりに取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（稲葉寿利 議員） 16番小池議員。

◆16番（小池智明 議員） 地震の揺れを感じた中での総務部長ご自身のお話で、それは本当にそうだなというのはよくわかりました。

私は、自主防がなかなか動けないのは、2つの面で大きく問題があるというのを改めて感じました。1つは、もちろん自分たちの町内でしっかりと情報収集するなり、あるいは、もしけがをしたり大きな被災をしている人がいたら助けにいくとか、町内の中の救助とかもあるんですけれども、それに加えて、2つ目として、富士市として市長をトップに災害対策本部が設置されるわけですが、そちらのほうでどういう判断をして、例えば消防だとか、あるいは職員をあそこへともっと派遣して救助活動をやらなきゃだめだという判断をするための材料として自主防からのいろんな情報が上がってくるということが必要だろうと思うんですよ。

今回、きのうの小山議員の質問で本当によくわかったんですけれども、大淵のほうでは非常に被害があったと。逆に、なかったところはほとんどなかった。そうすると、なかったところが、おれのところは何もなかったからいいやでいると、本部のほうでは、特に今回のように夜ですとか連絡がつかない場合は、一体市内のどこで被害が出ているのか、それすらもわからない。だから、うちのところは安全だよという情報が非常に重要で、本部

にしてみれば、安全なところはもう今回はいろんな資源を投入しなくてもいい。連絡があって、うちのところで死んでいる人がいるとか、あるいは、もし連絡がなかったら、そこは連絡も出せないほど揺れたり被災しているのか。だったら、そこへ行かなきゃだめだ。そういう判断を全市的に判断するためにも、ぜひ自主防の特に情報班が動いて情報を上げていく。それが重要だなと思いました。

その情報班あるいは自主防全体が動くための基準を設けるということですが、市の職員の皆さんが何かのときに集まりますよね。それはやっぱり基準が決まっていると思うんですが、そのあたりはどういう基準で参集基準があるんでしょうか。ちょっと参考的に伺いたいと思います。

○議長（稲葉寿利 議員） 総務部長。

◎総務部長（内野明 君） 市の職員の参集の基準でございますけれども、地震の場合の配備体制ですが、震度4及び震度5弱でA配備及びB配備の職員が配備につくようになります。人数的には、A配備の職員が390人ぐらい、B配備が890人ぐらい、合計で1290人ぐらいということで、全職員のおよそ半分ぐらいということになります。また、震度5強以上の地震が発生した場合は全員が配備につくという計画になっております。

以上です。

○議長（稲葉寿利 議員） 16番小池議員。

◆16番（小池智明 議員） 今お話があったように、市の職員の皆さんでも、やっぱりこういう基準がないと、集まったり、おれはまだ行かなくてもいいんだという判断ができないわけですね。ところが、自主防のほうでは今までほとんどのところが基準を決めていなかった。だからこそ、私は今回何も動けなかったんだなと思います。ですから、先ほど市長の答弁にあったように、震度計もこれからたくさんできる、しっかりした震度情報が出せる。だったらすぐにでも、震度5弱の地震が発生しました、自主防災会の活動を始めてくださいという放送が流せるような、そういう準備をこれからしていくということでしたので、しっかり震度の基準も検討した上で、ぜひそういう体制をとっていただきたいと思います。

それと、2つ目の応急救護講習会の開催ですとか、あるいは市民救命士の件ですがけれども、実は今答弁を聞いた中で、こんなにやっていたのかとちょっと驚きでした。例えば応急救護講習会は去年だけでも49回、2846名。累計では、平成11年度から昨年度までで630回で2万8000人以上受講していると。この数字を聞いて、どういう形で広報なり、あるいは市ではやっているよというのを市民の皆さんにお伝えしているのでしょうか。その辺を伺いたいと思います。

というのは、消防のほうですがけれども、ウェブサイトを見ても、AEDの講習の件はいろんなところで聞いたり、あるいは目立ちます。でも、三角巾だとか止血だとか、あるいは担架の作り方だとか、今言った一番基本的な応急救護講習というのはどこを見てもよくわからなかったんですよ。その辺は、今これだけいろんな開催をしているというのは、

皆さん逆にどうやってPRをしたり、あるいは市民の皆さんが消防に申し込んでくるんでしょうか。あるいは、この内訳というのが地域じゃなくて企業とかが多いんだよとか、その辺はどうなんでしょうか。

○議長（稲葉寿利 議員） 消防長。

◎消防長（中川勇 君） 各講習会につきましては、かなりの市民の方に現在浸透しているものと考えられます。東日本大震災あるいは今回の静岡県東部地震におきましても、改めましてこの応急手当というものが重要だということが再認識させられました。PRにつきましては、富士市のウェブサイトあるいは暮らしのカレンダー、広報紙、こういうものを通じてやっております。また、各講習会のときにおきましても、市民の方にそれぞれ啓発をしていただくような形の中でお願いしているわけでございます。

今後の啓発につきましても引き続きやっていきたいと思いますが、さらに先ほどご質問の中に、企業あるいは市民の方というお話がありました。それにつきましては、やはりウェブサイトの中で普通救命講習あるいは応急救護という形の中で仕分けをしてございまして、それぞれの申請をして講習を受けていただいております。

以上です。

○議長（稲葉寿利 議員） 16 番小池議員。

◆16 番（小池智明 議員） 今の消防長のお話ですと、いろんな場面を通じてPRをしているということで、これは逆に私自身がそれを見ていなかったのかなという反省もあるんですけども、だとしたら、これからやっぱりそういうような人でも、私のような人間でももっとわかるような工夫をよりしていただきたいなと。実はウェブサイトという話があったものから見たんですけども、申請書は出ているんですけども、この場面で使えますだとか、そういった市民の皆さんに投げかけるようなスタイルのつくりになっていなかったものから、ぜひいろんな面でもっと浸透するような工夫をしていただきたいと思います。

その一環として、名前はどうでもいいんですけども、市民救命士制度をやっぱり考えていただきたいと思うんです。今富士市が取り組んでいること自体が、神戸市だとか秦野市でやっている市民救命士と同じだと思うんですよ。たまたま神戸、秦野は、一家で1人は市民救命士をつくりましょうとか、そういう言い方で上手に市民の皆さんに伝えているなという感じがします。

今、消防長からもお話がありましたけれども、それぞれの段階を別々にPR、広報をしているということですけども、ひっくるめて、この段階まで行けば、別に公的というか国家資格じゃないけれども、市民救命士は、近所でだれかうずくまっている人がいれば助けて、骨を折っている人を上手に介抱できるよ、そのための技術を習いましょう、そうすればあなたも1人助けられますよという意味の、救命士というのを上手にネーミングしたような、何か富士市でも考えていただきたいなと要望しておきます。

それと3番と4番のこれからの自主防災会の研修ということなんですが、私も新任の自

主防災会の会長の講習会ということで、新任じゃないんですけれども、ほとんど勉強していなかったということで講習会に参加しました。今、総務部長がおっしゃったこのマニュアルを使って2時間、私は出てよかったなと、改めて自主防の役割だとか備えというのを、本当に全部が乾いたスポンジに入っていくように理解できました。

これまでは、私が前の人から引き継いだときは、県でつくっている厚いマニュアルをぼんと渡されて、それは見るのもかったるいようなもので、結局見ることはなかったんですよ。これは、これをもとにその場で解説してもらったり、講習を受けると非常によくわかった。ですから、ぜひこれからもそういう研修はしていただきたいし、さらに、この中を充実していくということは非常に重要だと思っております。

ただ、先ほどアンケートをとったと言いましたけれども、アンケートで今泉・富士見台地区の自主防災会長の就任してからの年数を聞くと、1年もしくは2年という人がほぼ8割です。これは最近では町内会長も同じかもしれませんが、やっぱり1年、2年の人がどこまでできるかと言われちゃうと、それ自体が困るのかもしれないんですけれども、ただ、そういう皆さんがしっかり理解する、そして組織の長としてやっていく上では今言ったような研修も必要だし、また、そういう自主防でしたらやっぱり困ることが随分あると思うんですよ。きのうも話がありましたが、今回の東日本大震災あるいは東部地震をいきっかけに、しっかりとデータをとってやっていこうという機運が市内どこにもあると思うんです。だからこそ、うちの自主防はこれからどう立て直したらいいんだろう、あるいは、ほかに進んでやっているところはどんな取り組みをしているのかな。そういう情報を私は欲しいと思います。

そうした意味で、最後に提案した地区の自主防災会連絡会。これは本当に緩やかな組織でいいと思います。ぜひ設置してほしいなと思うんですけれども、今、総務部長のほうから、それに似たような取り組みをしている地区があるというお話がありましたけれども、もう少しそれを具体的に、今わかるようでしたらご紹介いただけないでしょうか。

○議長（稲葉寿利 議員） 総務部長。

◎総務部長（内野明 君） 伝法地区なんかで熱心にやられているというようなお話は伺っているところでございますけれども、先ほど市長答弁にもありましたように、町内会長とほとんど兼務という地区がまだ割合としても多いという問題もありますので、そこらあたりをいろいろご相談しながら、やはり連絡調整して皆さんのレベルアップを図っていただくというのは大事ななと思いますので、前向きに考えていきたいと思っております。

○議長（稲葉寿利 議員） 16番小池議員。

◆16番（小池智明 議員） 今前向きにというお話がありました。もちろん町内会長とダブルっていて、いろんな会議ばかりで大変だということもあるかと思うんですけれども、私は今回、本当に改めて地域の力ということで感じたものですから、こういう連絡会みたいなものをぜひ組織していただきたい。

つけ加えると、市では、地域防災指導員の方も市内に40名近くいらっしゃる。これは県

がかつて委嘱したということですが、こういう皆さんもいるわけですから、そういう皆さんを上手に講師ですとかアドバイザー的に取り込んだ中で、連絡会的な組織を検討いただければと思います。

次に、給食の質問に行きたいと思うんですけれども、これまでの未納者 228 人で 700 万円ということでしたけれども、これは累計ですから、平成 22 年度でいうと、人数と全生徒に占める割合というところのぐらになるのでしょうか。

○議長（稲葉寿利 議員） 教育次長。

◎教育次長（鈴木清二 君） 平成 22 年度の未納者数ですけれども、184 人おりまして、全児童生徒に占める割合は 0.8% となりますが、ちなみに、文部科学省でも平成 21 年度の調査結果を発表しております、これには 1.2% とありますので、富士市の場合は若干低い数字となっております。

以上です。

○議長（稲葉寿利 議員） 16 番小池議員。

◆16 番（小池智明 議員） 0.8% で国の平均よりは低いということですが、やっぱり少しでもそういう人がいると。そうした中でも、先ほどいろいろ検討してきた中で、配達証明書付催告書を送付したということでしたけれども、多分非常に悪質な人だと思うんですけれども、これは何人ぐらいいらっしゃるのでしょうか。

また、そういう非常に悪質な人というのは、例えば先生たちが取りにいったりだとか、私はある人から、先生たちが大変だからということで民生委員の人が一緒になってやっている地区もあるということ伺ったんですけれども、そういう悪質な人はどんな対応というか態度をとるのでしょうか。

○議長（稲葉寿利 議員） 教育長。

◎教育長（平岡彦三 君） 配達証明書付の催告書を送付させていただきましたのは 5 人おります。

それから、先生方に対する対応、態度ですが、少しばらつきもありますが、傾向は似ている面があります。例えば、何度電話しても出てもらえない。それから、電話をしても出ても一方的に切ってしまう。電話をかけてもつながらない。家庭訪問をしても留守である。このような傾向があります。1 つは、接触して話し合う場を持つことが大変な状況があると思います。もう 1 つは、会って面談をして念書も書いてくれた。それから、支払いますよということ言ってくれた。それから、催促状を受け取ったのでということ言うけれども、結果として支払いが進まない。2 点目としては、学校が一生懸命会って努力をしているんですけれども、なかなかそれが支払いにつながらないということがあると思います。それから 3 点目は、例えばなかなか会えないので予告なく行くと、予告なしで何で来たんだとかドアをあけてもらえないということもありました。それから、会えないので

催促状をポストに入れてきたら、こういう態度は何だということでおしかりを受ける。そういうことから対応に苦慮するという点が3つ目にあります。そういうような状況の中で、これは何とかしてもらいたいという方が、先ほど言われた5人の人たちであります。

○議長（稲葉寿利 議員） 16 番小池議員。

◆16 番（小池智明 議員） ほかにもまだいると思うんですけれども、そういう人がいるがために、お金の問題だけじゃなくて先生たちがやっぱり苦勞されていると。本来、学校の先生はお金を取るのが仕事じゃないわけですよ。私も知り合いの方に伺ったら、ストレスがたまってしょうがないということを言っている方もいらっしゃいました。

今回そういうことがあってこの質問をしたんですけれども、公会計という話はもう時間がないものですから後でしたいと思うんですけれども、法的なことをずっと検討してきた。もし、これから法的な手段に訴えるということになると、そういう催告書を送った後、どんなふうになっていくのでしょうか。

○議長（稲葉寿利 議員） 教育次長。

◎教育次長（鈴木清二 君） まず、法的手段に至るまでの過程でございますけれども、滞納がございますと電話で一斉に督促をいたします。そして、その後、3カ月以上たった段階でまだお支払い願えない場合は、教育長と学校長の連名で督促を文書でいたします。そして、それでもお支払いいただけない場合は、今度は富士市長と学校長の連名で督促をするという形になるんですが、その後もお支払い願えない場合は、先ほど申しました配達証明書付の郵便で督促をいたしまして、そしてそれでもなおお支払い願えない場合は最終的な手段として法的な措置をとることになりまして、法的措置といたしましてもいろいろあるかと思っておりますけれども、現在考えておりますのは支払い督促という方法でございまして、これは裁判所をお願いをしまして、裁判所から支払い督促をしていただく、そのような制度を利用したいと考えております。

以上です。

○議長（稲葉寿利 議員） 16 番小池議員。

◆16 番（小池智明 議員） 私は個人的に、ぜひそういう方には最後の法的措置をとって、だめなものはだめだよという姿勢をしっかりと市としても見せなきゃいけないんじゃないかと考えております。

公会計制度については、今回質問する中でヒアリング等をさせていただいて、いろいろメリット、デメリットがあるなというのを感じました。ただ、会計制度ですので、お金のことに関係するわけですよ。例えばいろいろ契約のこととか、あるいは制度そのもの、また未納者に対する取り立てですとか。そういうことになると、私は教育委員会がもちろん中心になっていろんなことを調べたり、事例を調べたりするのは必要だと思うんですけれども、もう少し市一丸になってやっていくべきじゃないかなと。特にお金のことで

ので、財政部のほうもいろんな知恵があると思うんですよ。そういう意味で、これから検討していく中で、ぜひ教育委員会と市長部局の連携協力ということをお願いしたいと思うんですが、そのあたりは、財政部長いかがでしょうか。

○議長（稲葉寿利 議員） 財政部長。

◎財政部長（山田充彦 君） 教育委員会と財政部局との連携の関係でございますけれども、財政部局のほうにつきましても、これまで既存の組織の中で行革推進本部の債権回収部会という組織もございまして、その中で給食費の滞納問題につきまして、問題意識につきましては共有していたという実態もございます。また、調査の内容についても情報をもらったりしておりますので、今後につきましても、やはり財政部のほうで特別滞納整理室等債権回収のノウハウを持っている部門もございまして、財政課等、会計について詳しい部門もございまして、その辺についてはまた連携をとりながら検討を進めていきたいと思っております。

○議長（稲葉寿利 議員） 16 番小池議員。

◆16 番（小池智明 議員） わかりました。ぜひお願いします。先ほど答弁の中にありましたけれども、先生たちに負担がかからない、これがやっぱり一番のポイントだと思います。ぜひその辺を踏まえた市一丸となった取り組みを要望して質問を終わります。